

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年年11月29日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年12月20日から平成20年1月15日まで縦覧に供する。

平成19年12月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
豊中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 二の池地区	三豊市豊中支所事業課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 平池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 横辺地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 荒神池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 岡本八幡地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (揚水機改修事業) 六の坪地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (揚水機改修事業) 岡本谷地区	〃